

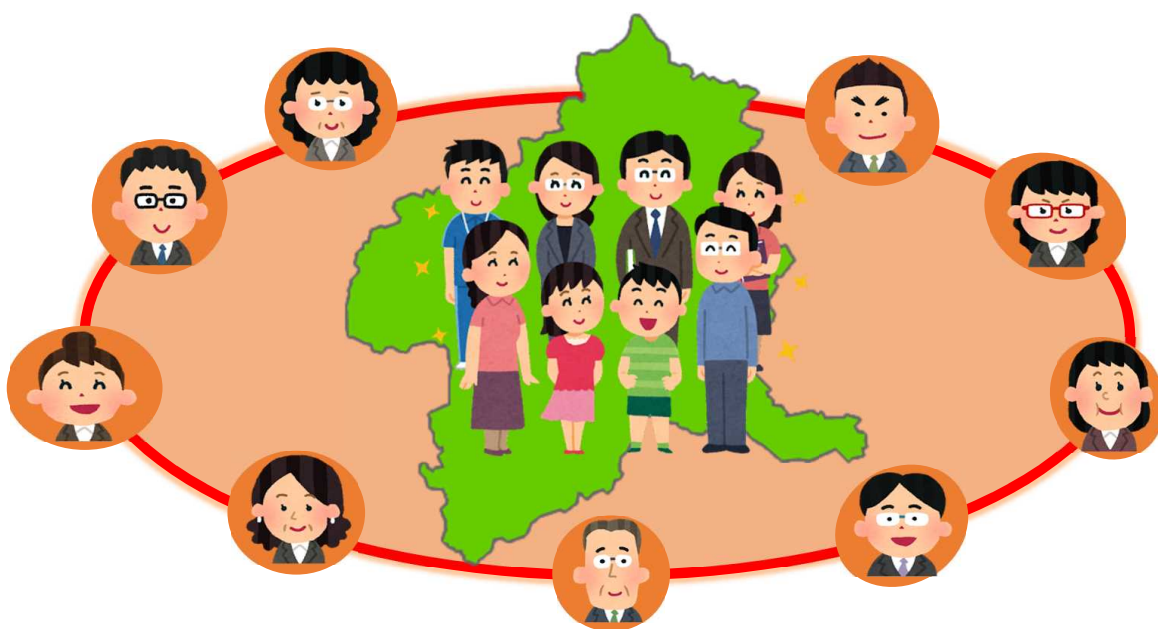
子ども・若者の自立支援ガイド（支援者の皆さんへ）

発達特性がある子ども・若者の支援

～ ライフステージに応じた切れ目ない相談・支援の実現に向けて ～

相談・支援機関による連携の取組

【乳幼児期～学齢期】



本人や親御さんを真ん中に、私たち支援者が
チームになって支え、支え合いましょう！

群馬県子ども・若者支援協議会

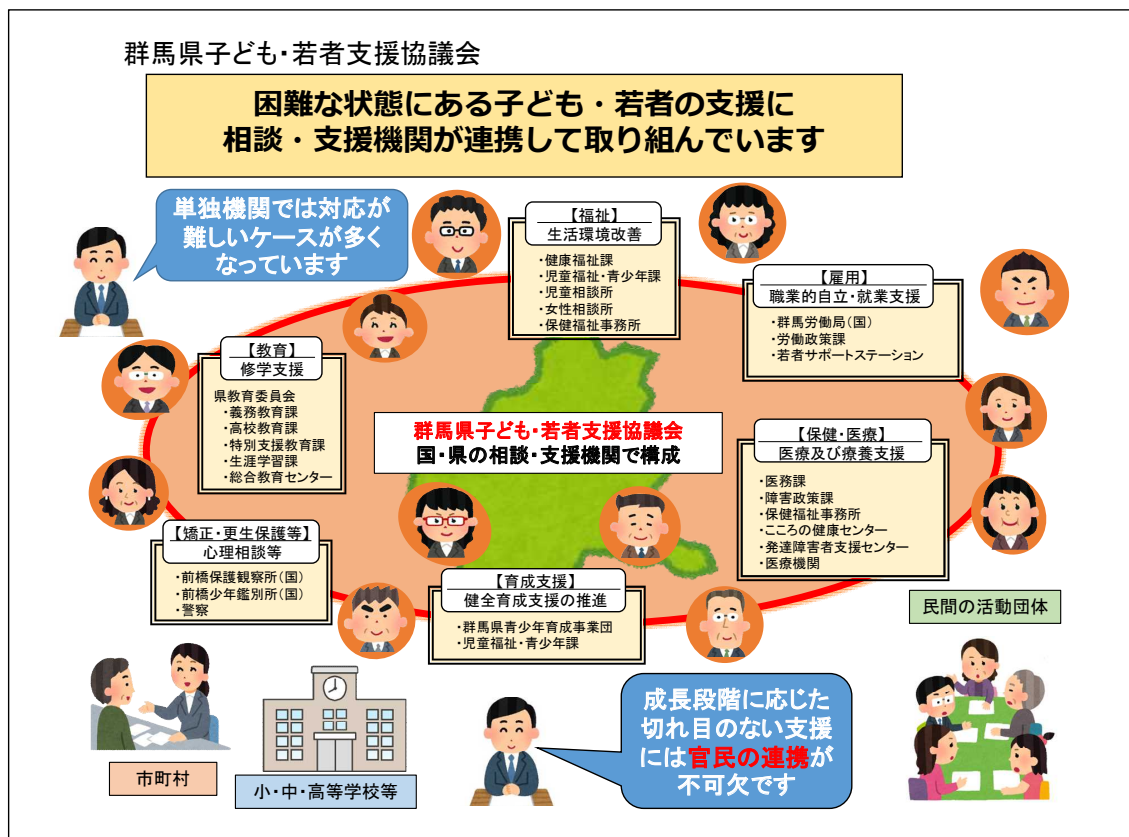
発達の特徴がある子ども・若者の社会的自立支援ガイド（前編）

群馬県子ども・若者支援協議会では、高校中退や中卒後進路未決定で学校等の支援から離れてしまった方が「新たな一歩」を踏み出せるよう支援していますが、これまでの対象者の中に発達の特徴が起因したと思われる「不登校・ひきこもり状態」の方がいました。人間関係のトラブル、繰り返す失敗での自信喪失、頑張りすぎた結果の心身不調、強いこだわりによる忌避等、二次的な問題を引き起こしていました。

文部科学省が令和4年（2022年）に全国の公立小中高校の児童生徒約8万9千人を対象に実施した“通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果”では、小中学生で「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた割合が8.8%と報告されました。発達障害の専門家チームによる判断や、医師による診断によるものではありませんが、学級担任等による回答に基づくもので、支援を必要とする割合が35人学級なら1クラスに3人程度いると推測されます。

このガイドは、発達障害の診断の有無に関係なく、発達の特徴がある本人やその御家族が抱える悩みや不安・心配に対して、その社会的自立に向けた相談・支援に関する情報をライフステージ（年齢）ごとにまとめました。今回の前編は、乳幼児期・学齢期における御家族の不安・心配ごとへの対応が中心です。次回の後編では、思春期・青年期等における本人の不安・心配ごとへの対応を中心にまとめる予定です。

私たちには、発達の特徴がある子ども・若者が不登校・ひきこもり状態にならないように、また、そうした状態から一歩を踏み出せるように支援していくことが期待されています。そのため、ライフステージにおける多様な支援・対応が切れ目なくつながるように積極的に連携していくことが必要と考えます。



もくじ

1 ライフステージに応じた切れ目ない相談・支援の実現に向けて	1～2頁
・発達特性がある子ども・若者の支援に携わる皆さんへ（群馬県障害政策課精神保健室）	
2 御家族が語る「我が子の発達障害と向き合うことの不安・心配」	3～5頁
① 群馬県自閉症協会	
② メリーのいえ	
③ 群馬子どもサポートだるまの会 ～発達障害児者親の会～	
3 専門医師が語る「子どもに出会った時に考えること（その子が育つとは）」	6～7頁
① 不安を「問題行動や身体症状」ではなく、「言葉で話せる」ように育てたい	
② 悩ましき状態の主たる要因が、その子の特性であると考えられる時	
③ 支援者に期待すること（連携の視点）	
4 御家族の不安・心配に対応する身近な相談・支援機関の役割	
(1) 乳幼児期	8～11頁
① 早く「気づく」ために「観察」する 《保健センターの役割》 《こども発達支援センターの役割》	
② 本人の持つ能力を伸ばすために福祉サービスを利用する 《保健センターから児童発達支援事業所・センターへつなぐ》	
③ 幼児期の療育 《児童発達支援センターの役割》	
(2) 学齢期（小学校・中学校）	12～15頁
① 発達のある子どもの学校生活の不安、困り感	
② 本人の特性に配慮した学びの環境を考える 《学校におけるサポート体制》 《専門アドバイザーの役割》	
③ 学校と福祉サービスの連携 《放課後等デイサービス》	
5 児童相談所の役割	16～17頁
① 児童相談所へ発達障害の相談をするきっかけ	
② 二次障害を起こさないための支援	
6 その他	18～22頁
令和4年度「県・市町村青少年相談担当職員研修会」【意見交換】 ～ライフステージに応じた切れ目ない相談支援の実現に向けて～	
7 資料編 【支援機関連絡先一覧】	23～28頁
県・市町村の相談窓口、教育委員会の相談窓口、その他専門機関	

1 ライフステージに応じた切れ目ない相談・支援の実現に向けて

発達特性がある子ども・若者の支援に携わる皆さんに向けて、群馬県の障害政策を所管する担当課からメッセージを寄せていただきました。 <群馬県障害政策課精神保健室>

■ 発達の特性を早めに理解し、適切に対応していきましょう。

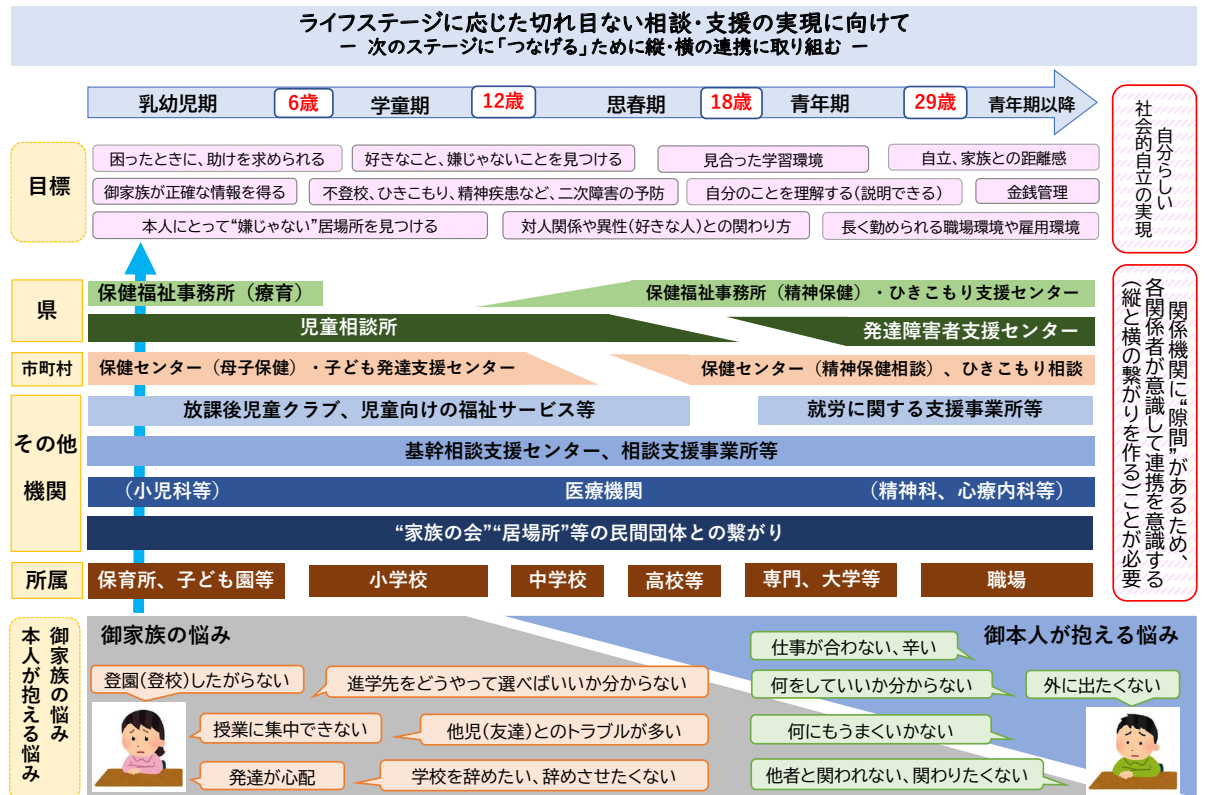
発達障害に対する支援は御本人のライフステージに応じて様々な支援機関がありますが、その対応には役割としての業務、できることが決められています。

それは、支援内容や対象年齢、専門機関としての特徴などが挙げられます。ですから支援者がやってあげたくてもできないこと（限界）があります。

環境調整（特性を持つ子どもが過ごしやすい環境を用意する、周囲の大人がその子どもにとって、より良い関わり方で接する）が早い方が良いのは言うまでもありません。一方で、本人に考えていただいたり何かしら行動していただいたりする場合には、当事者の成長を待つ必要があります。

例えば、支援者（相談員、学校の先生など）が、目の前の子どものために、いろいろと教えようしたり学ばせようと一生懸命に取り組んでいる事例があるとします。それが功を奏する場合もあるでしょうが、その子どもの受容する能力を超えるような関わり方をしてしまうと、本人にとっては“大人は嫌なことをさせる人”という認知が定着してしまう可能性があります。そうなってしまうと、その子の今後の人生にネガティブな影響が出ることも考えられます。

つまり、その子どもが耳を傾けたり、納得できたりするタイミングを待つ必要があるということです。それは数ヶ月先、あるいは数年先の可能性もあります。ですから、発達障害に対する支援は、本人のライフステージを見据えた長い目で、多角的な視点で関わり続けていくことが必要になります。



■ 支援機関（学校、相談機関、行政機関等を含む）の役割を正しく把握しましょう

「連携」とは、他支援機関に役割を委ねるということではなく、お互いに苦手なところ、できないことをフォローして支え合うことです。そのために当該機関の役割と限界を把握し、他機関についても同様の理解をした上で連携を考えていくことが重要です。

例えば、他機関との連絡、調整をしないで「あそこの〇〇なら△△をしてくれるはず」と御家族に紹介した結果、「結局△△してくれなかった。全然こちらが求めたことをやってくれない！」という思いをされたことはありませんか。支援者として、つなぎ先にこちら側の支援の意図（見立て）を直接伝えたでしょうか。

支援の意図を理解していない相手方からすると、「今のこの子には〇〇が優先、必要な支援だ」等と一生懸命考えた結果だったりします。それを防ぐための「連携会議」等も考えられますが、支援者から相手方に電話を入れたり、タイミングを見て出向いたりする対応も考えられます。

■ 支援を補完し合うために「他の支援者・機関との横の連携」も考えていきましょう

“連携慣れ”していないと他機関と連絡、調整することに一歩引いてしまいがちですが、日頃から「お互いのできることで苦手なことを情報共有しましょう」という共通認識を持っていると、そのように緊張したり不安になる場面が少なくなります。情報共有の目的を持った関わりを増やすことで、目の前の子どもを支える“横のつながり”ができやすくなります。

■ 今はまだ支援のタイミングではないと判断したら、次（縦）の機関との連携を考えましょう

その時の目の前の子どもは何が課題なのか、いずれどういうことを目標にすべきなのか等、という意識はどのライフステージで関わる支援者も意識しておくといよいでしょう。

また、本人の課題だけでなく、強みや魅力的な側面等、ポジティブな部分を意識した方が、より良い支援に繋がります。よく支援ファイルや指導記録等に情報を記載することがありますが、特性のある子どもに対して丁寧に切れ目ない支援を実施するのなら、紹介する機関に支援者が出向き直接話をすることも必要です。

また、支援がつながった機関から前の支援機関へ問い合わせることも大切です。受け取った情報を生かそうという意識を持って連絡を取ることで、支援者同士の顔の見える関係づくりにつながっていきます。

支援をしていると、本人や御家族から「前の〇〇さんは、もっとこうしてくれた」等と言われ、辛い思いをしたことはないでしょうか。その場合には、躊躇することなく以前の機関にどのように対応されていたのか、どういうところがポイントだったのかなど、問い合わせてみましょう。

連絡をもらえると以前関わっていた支援者も嬉しいものです。きっと一緒に悩んだり考えてくださったりすることでしょう。それが“縦のつながり”を生み出してくれます。

■ 御家族のために、支援者同士で互いに助け合って支えていきましょう

支援が必要な子どもにとって一番の支援者は誰か。

「親御さんはじめとした御家族」と言えないでしょうか。

特に一番身近な支援者である親御さんは、嬉しいことや楽しいことを子どもと一番身近で共有できる一方で、大変な思いも同じようにされています。

不安や孤立感に押しつぶされないよう、私たち支援者は、御家族をはじめとした他の支援者を支え、皆で助け合っていくことが必要です。

2 御家族が語る「我が子の発達障害と向き合うことの不安・心配」

各民間団体（家族会）の皆さん方から、当事者の御家族の声を寄せていただきました。

① 群馬県自閉症協会

自閉症児を育てる親たちが、子どもたちが安心して過ごせる場、親同士の情報交換・親睦を図る場として集い「群馬県自閉症児親の会」を発足（昭和 48 年頃）、日本自閉症協会の群馬県支部として活動を続け、協会の社団法人化に伴い「群馬県自閉症協会」と名称変更（平成 20 年 3 月）。

会の活動は HP をご覧ください。 ⇒ <https://autism-gunma.com/>

■ お子さんの発達障害に気がついたきっかけはどんなことでしたか？

- ・ 乳児健診で「言葉の遅れ」を指摘されたことがきっかけでした。耳鼻科の受診から児童相談所の検査を経て小児科を受診し、診断を受けたときは何をすればいいのかがわかりほっとしました。
- ・ 身体異常を頻繁に訴えるようになったので小児科医に相談、発達外来を紹介されて診断されました。
- ・ 小学校に入って漢字の書けない事を本人と親の努力不足と決めつけられました。親の必死の情報収集から「学習障害」を知り診断を受けたので、学校ともその後の方針を話すことができました。
- ・ 小学 2 年時の担任から医療機関の受診を勧められました。結果の受け入れに時間はかかりましたが、医療と繋がり「これからは親子ともに楽になるのでは」と少し期待できました。
- ・ 医療機関で 2 年かかって「重度の自閉症」という診断をされましたが、正直な話、今はどう育てればいいのか、将来はどうなるのか、不安だらけです。

■ どのようにして発達障害の不安や心配に向き合っていましたか？

- ・ 小児科で診断後に具体的な関わり方や大事な事を教えてもらいました。セミナーに参加したり本を読んだりしました。自閉症を知る事で「不安からしてあげることへ」学びの内容も変わりました。
- ・ 県内の公的な施設の方は親の気持ちに寄り添ってくれましたが、具体的ななかかわり方を知るために、県外で良いと呼ばれるクリニックへ通い、自閉症のことを勉強しました。
- ・ 通級指導教室の親の会、地域の支援団体と繋がり同じ悩みを持つ親と語り、情報交換をしました。
- ・ 親の集まりで聞く先輩ママ友のお話は勉強になり、また支えにもなりました。
- ・ 最終目標を「本人が周囲に合理的配慮を求める」こととし放送大学で発達心理学を学びました。生活リズムの確立に向けて、繰り返しの練習スタンスで身につけていきました。

■ 支援者の皆さんに向けたメッセージをお願いします。

- ・ 子どもも親も迷いの中にいます。隔離されたような発言・行動・態度はとても傷つきます。好きで障害者になったわけではありません。優しい暖かい心で寄り添って欲しいです。
- ・ 頭で理解していても、我が子を前にすると右往左往してしまいます。根拠を持って方向性を示してくれる支援者の存在は安心できます。親も勉強しますが親だけでは限界があります。専門性をもって一緒に考えられる方は大事な存在です。PECS やソーシャルストーリーズ TM を知って欲しいです。
- ・ どんな支援が必要なのか、障害の特性と本人を正しく知るためのアセスメントをして欲しいです。
- ・ 伝え方の工夫・自尊心の尊重。出来ない事を頑張らせるのではなく、一人でできることを見つけて欲しい。先入観を持たず一人一人に合わせた支援をして欲しいです。

② メリーのいえ

発達障害や不登校（園）など、子育てに関する悩み事をシェアし、お互いに繋がってゆくきっかけ作りをしています。活動拠点は桐生市。保護者同士の座談会や研修会、交流のためのワークショップなどを開催しています。ADHDのお子さんを子育て中のお母さんに体験談を寄せていただきました。

活動の様子はHPをご覧ください。⇒ <http://www.merry-no-kai.com/>

■ お子さんの発達障害に気がついたきっかけは？ どんなことが不安・心配でしたか？

保育園年少の秋に保育士さんから、「集団行動が苦手・指示が入りにくい」などの指摘を受けたことがきっかけでした。入園前の2～3歳の頃に児童館の親子クラブに入っていましたが、体操や踊りの活動に全く加わらず、違う遊びをしていて、他の子と一緒に活動できない様子があったことを思い出しました。

メディアなどで自閉症などの発達障害が取り上げられていたので、そういう子どもがいることは以前から知っていました。ネットなどで調べてみると我が子に思い当たる所があり正直ショックでした。「何となく周りの子と違うな」と思っていたので腑に落ちる点はあったのですが、すんなりと受け入れることはできず、また、どういう所で診てもらえるのかという情報もなかったので不安でした。副園長先生など数人の先生と話し合い受診できる病院を紹介していただきました。小学生になった今も通院しています。

「発達障害」と言われ「障害」という言葉が重く感じられました。学童期など成長していく過程で、みんなと同じルートをたどれないかもしれないという不安もありました。自分の両親や夫、夫の両親などに相談しても「成長すれば大丈夫になるよ」と言われ、かえって周りに気持ちを話せなくなりました。不安な気持ちや悩みを共有したり共感しあったりできる人が周りにいなくて、ずっと孤立感を感じていました。

■ どのようにして発達障害の不安や心配に向き合っていましたか？

保育園年中で紹介されたクリニックを受診した時に「ADHDとASD」と診断されました。

主治医に今後のことを相談したところ、太田市の未就学児を対象とした「ことばの教室」を紹介されました。そこで同じような子どもを育てるお母さんたちと話ができ、つながりを持つこともできました。教室の先生から様々な情報を教えていただき相談にも乗ってもらえるようになり、それが安心材料になりました。

小学校では「情緒の支援級」に入級しましたが、2年の頃から子ども同士のトラブルや先生との関わり方について悩むようになりました。ネットで見つけた発達障害児「親の会」や支援団体とつながり、講演会へ足を運ぶようになり、自分から積極的にいろんな情報を集め交流会にも足を運ぶようになりました。年齢が上の子どもさんの親とも交流することで、我が子の成長に伴い必要になる情報を得ることもできました。

いろいろな知識や情報を子育てに生かすことで上手くいく時といかない時がありました。大変だけれど、知らなかったよりは知っていて良かった、無駄にはなっていないなと感じています。繋がりができたことで自分が落ち込んだ時や落ち着かない時に話を聞いてもらえる人ができたり、吐き出せる場所ができたりしたことが、有り難くて良かったと思っています。いろいろな活動に参加してみて感じたことは、自分が落ち着ける居場所、子育ての情報をもらえるとか、それぞれの役割や情報を使い分けていくことで、自分にとっての心地よく、不安な心のバランスを見出すことができたと思っています。

■ 支援者の皆さんに向けたメッセージ、期待することをお話してください。

子どもの成長、ライフステージに合わせた切れ目のない「合理的配慮」が受けられるように、支援者の皆さんに連携・配慮していただけると、より安心感を持って子育てできると感じられます。

学校（園）の先生や療育の担当者など、立場による制約もいろいろあることと分かっていますが、それぞれの方に一人一人の子どもをしっかりと見て欲しいし、その子に合った関わり方や環境設定を工夫していただきたいと願っています。

③ 群馬子どもサポートだるまの会 ～発達障害児者親の会～

「落ち着いたくない子」「人の言うことを聞かない子」「変わった子」は、問題のある子という見方をされるケースがあります。また、読み書きや計算などの一部に困難があるだけで他のことはできる能力があるにもかかわらず「勉強ができない子」という判断をされてしまうケースもあります。

そうしたことで本人も親御さんも心を痛めます。同じような思いをされている方が発達特性と対応について情報を得ることで、安心につながったり学校での支援を受けられたいようになっていきます。そんな体験をされた3人のお母さんに、当時の不安・心配について語っていただきました。

活動の様子はHPを御覧ください。⇒ <https://darumanokai-88.jimdofree.com/>

■ Aさん（アスペルガー症のお子さん）の場合

息子は小6で「心の教室」に通級していました。アスペルガー症候群、場面緘黙の診断を受けていて、家族以外誰ともコミュニケーションをとることができませんでした。親として、自閉症スペクトラムの事を勉強したり、同じようなお子さんを持つ親御さん達の話聞いてみたいと思っていました。

親の会でたくさんの方の話や話を聞くと、様々な苦勞があり、自分だけではないのだと、勇気づけられました。また、中学に入学する前、中学の先生と息子の特性や関わり方など話しておいた方が良くアドバイスされ、その通りにしたら、3年間、大きな問題なく通うことができました。

■ Bさん（不登校のお子さん）の場合

2人の子どもが小中学校で不登校だったので「ダメな家庭」のレッテルを貼られ、すっかり我が家は地域で孤立していました。たまに心配して声をかけてくれる人も、鬱、不眠、パニックなどの精神症状が出ていることなどを話すと、「そのうち良くなって学校行けるよ」的なことを言っただけで、音信不通になっていきました。家族にとって大迷惑なことばかり起きて、地域の人と会いたくないとも思いました。

そこで親の会をたずねてみると、みなさん話しやすい人ばかりで驚きました。教育や医療のお仕事をしている先輩ママさんもいらして、心強いなと思いました。

■ Cさん（通級指導教室のお子さん）の場合

小学校の就学時健診の結果など、教育プラザや通級指導教室にお世話になることになりました。通っていた保育園にも支援シートを記入してもらい、入学前に小学校に提出しましたが、担任に渡っただけで活用されていませんでした。「周りの子と同じ行動が出来ない」「おもらしをしてしまう」等の状況もシートを見ていけば対応もできたこともあったかと思えます。そんなことがあって学校とどのように関わっていったらよいかとも悩んでいました。

そんなとき親の会で相談にのってもらったら心がとても軽くなりました。悩み事相談や先輩方の経験談、将来の準備について等が参考になります。講演会やワークショップで情報を得たり、他の機関と繋がったりすることもできました。

会代表の方に「家族会を立ち上げたきっかけ、参加されている方」についてお聞きしました。

全国 LD（学習障害）親の会が群馬県で設立に向けた説明会を開催した際に集まったメンバーが中心となり、発達障害の子育ての悩みを語り合うことを目的とし、本会が発足しました。（2012年）

当時は、発達障害の親の会はほとんど無く、群馬に親の会が発足したということで入会された方もいました。その後、通級指導教室や適応指導教室などで同じ悩みを持つ方々が、支援者に親の会で話を聞いてみてはと紹介されて来た方もいました。HPや新聞の記事を見て、群馬県にも発達障害の悩みを相談できる会があることを知り、相談に来られた方もいました。

3 専門医師が語る「子どもに出会った時に考えること（その子が育つとは）」

小児科、精神科医のみどりクリニック院長・鈴木基司先生にお話を伺いました。

① 不安を「問題行動や身体症状」ではなく、「言葉で話せる」ように育てたい。

繰り返す身体症状や問題行動のために本人、あるいは周囲が困り、受診や相談に至ることがあります。【図1】

その子が不快・不本意な体験をし、次もそうなるのではないかというような不安を一人で抱え「心身症」と言われる病態が起きている、あるいは憤りを感じているのかもしれない。

ただ、そのような場合の対応は悩ましい、育てる側＝大人は子どもが社会・文化に適應する力を順調に伸ばしていくことを期待しているだけに悩ましき事態となります。【図2】

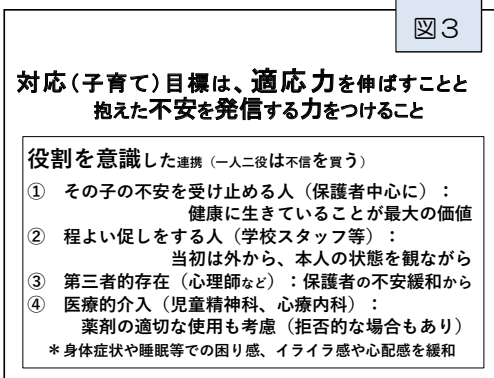
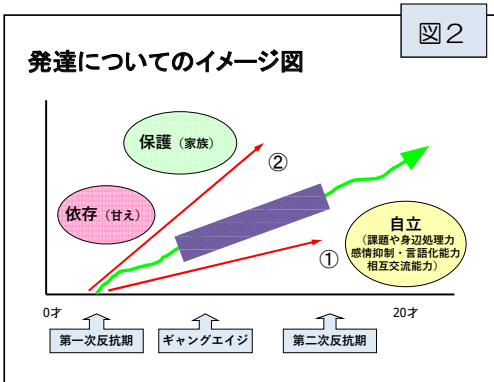
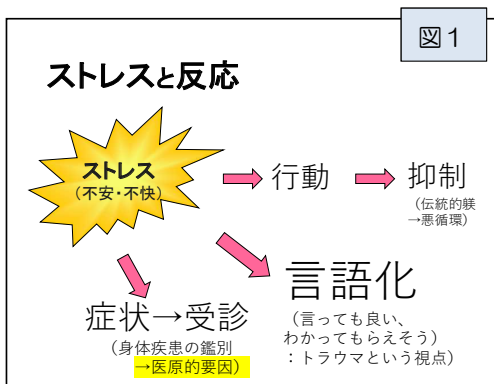
つい、将来を心配して焦り本人が抱えている不安には気づかないという状況にもなります。不安を抱えた子を孤立させ追い込んでしまうことにもなりかねません。

不安は身の危機を察知する感覚ですが、そのような時に攻撃的に行動しがちな子もいます。一方、とるべき行動はとらねばと不安を抱えながらも登校しようとしがちな子もいます。前者は問題な行動、後者は症状的の反応や自分はだめ、どうせ…とイライラする等うつ気分にも関連します。行動は逃避、虚言、攻撃的言動等で非難・抑制されますが、生理的の反応と捉え「何故そうしたのかな？」という視点で関わらないと敵対関係を助長します。

症状は自律神経や内分泌系の失調が絡む身体症状、不安・うつ等の精神症状や常同行為です。問題行動や症状を繰り返す子に出会った時には、「不安を抱えているのかもしれない」と考えながら関わる人を保障する態勢作りをお勧めします。

その子が、抱えた不安について、話せば聞いてもらえると思える関係を体験し身につける機会でもあります。不登校等の悩ましき事態に、その子が将来も抱えうる不安への対処力＝できれば言葉で伝える力を育てる事を意識してみましょう。

子育て目標は「**適應**」(自立)だけでなく「**不安への対処力**」＝言葉で訴え、相談する力(依存)を身につけること、と考える子育て観での対応態勢作りを工夫してみましょう。【図3】



② 悩ましき状態の主たる要因が、その子の特性であると考えられる時

(適應するための能力から見た分布図: 次ページ右上)

この十数年の間に発達上の特性という見方が確立されて来ました。これは周囲とのやりとりに於ける「得意～不得意」に関連します。堅い言葉では、環境(他者や物事)との相互的交流の質に関連することになります。

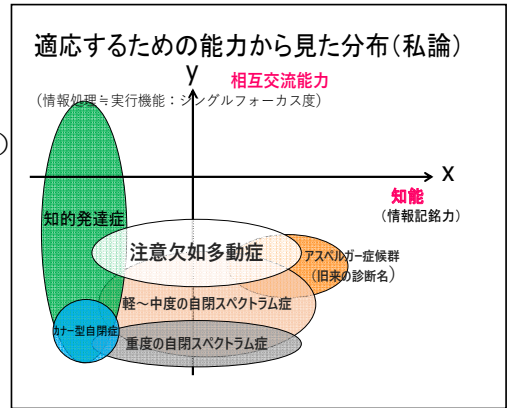
以前から知的能力は知られていますが、これは物事の理解や学業達成等に多に関連します。旧来は、知的能力に問題がなければ、やりとりは躰や教え方、あるいは、本人のやる気の問題と考えて来ました。

次のページに、X軸で知的能力、Y軸でやりとり能力に於ける得意～不得意についての模式図をかいてみました。知的能力は、学んだ事や経験したことの記銘力(物覚え)が多に関連します。

やりとり能力は前頭前野の実行機能での神経伝達の作用不全に関連した特性（注意欠如多動症 ADHD）や、他者との関わりに於ける質的問題（自閉スペクトラム症 ASD）に関連します。（XY 軸を垂直にしましたがベクトル的には少し重なるはず）

やりとりが最も苦手な状態は、旧来から診断されてきた自閉症です。ただ、特性であるならば程度の問題があるはずという見方から自閉スペクトラム症という概念が確立されました。

旧来は、自閉っぽい自閉症とまでは言えないと診た困難状態を自閉スペクトラム症とする診断枠です。となると診断は微妙という程度（境界域）もあり得ることになります。



さらに、知的能力(X 軸)は十分にあって、やりとり能力(Y 軸)は不得意な人がいるということでもあります。旧来は、やりとり能力の苦手さが重度(狭義の自閉症)ではない場合は特性とは診断せず支援的視点での対応というより、躰や教え方、あるいは、本人のやる気の問題と考え、叱責や厳しい口調で対処して来ていました。そうした対処は、本人に被害感や他者との不快な体験を蓄積させ、人間関係における不安を濃くし、他者との敵対的モードを助長した可能性が高かったはずで。

Y 軸に関連する特性として ADHD もありますが、時に相互的交流困難が強く生じます。その人に興味や感情対象が生ずると相互的なやりとりが成立し難くなるわけです。その結果、不注意や課題遂行困難、忘れ物、周囲との衝突等が繰り返されます。自閉スペクトラム症は恒常的にやりとりの困難が生じ易く、他者への関心が薄かったり拘りが強かったり、自分の世界に入り込み易かったりという傾向が特徴的です。

X-Y 軸で知的能力とやりとり能力に関連する特性を図示しましたが複数の特性が重なっている人も少なくありません。X 軸で左端の人や Y 軸で下端の人は特性が重いだけに幼少期から対処され易いのですが、X 軸でやや左方、Y 軸でやや下方の人は特性としての理解はされ難い。「何故うまくやれないの」と叱責されるさらに人格否定される等が繰り返され二次的障害（不安、被害感、うつ気分）が長じてから生じ、診断されることがよくあります。そうした場合、二次的障害への対処に時間と支援を要することにもなります。

③ 支援者に期待すること（連携の視点）

特性を含め、持ち合わせたその人の力と環境との相互作用が精神神経系に記銘され、その人が形成されていくとすると、X 軸は周知されており比較的わかってもらい易いのですが、Y 軸に関しては脳神経系機能との関連が不明だったため、伝統的には躰や本人のやる気と見て対処して来ました。

重度である場合や多動、攻撃性高でトラブルが多い場合は特性とみて支援的対応が早めになされるようになって来ていますが、軽度や注意欠如優位、受動的な子は特性とみた理解が得られ難いため被害感や不安が蓄積しやがて不安・うつ状態となり「不登校」等がキッカケで特性診断となる現状があります。やりとりが少し不得意なため、不快体験が繰り返され不安や被害感が強い状態に至ったわけです。こうした事態を考慮し療育や情緒特別支援という視点からさまざまな制度ができてはいます。特性としては軽度な子は二次的に重い困難状態になりうることも意識し、ご家族や先生方と関わり続けながら支援制度利用に繋げましょう。

群馬県内の相談先医療機関は県ホームページから御覧ください。

群馬県統合型医療情報システム
(<https://www.med.pref.gunma.jp/>)



精神科医療機関
(<https://www.pref.gunma.jp/page/19848.html>)



発達障害に関する医療機関
(<https://www.pref.gunma.jp/page/2776.html>)



4 御家族の不安・心配に対応する身近な相談・支援機関の役割

乳幼児期～学齢期における「発達障害の相談・支援に対応する機関」の役割について紹介します。

【発達障害とは】（「発達障害の理解と支援のための基本ガイド」群馬県発達障害者支援センターより）

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と、発達障害者支援法の中で定義されています。その基本的な特性は、生涯にわたって継続しますが、特性はその人ごとに様々なため、本人や周囲が、早めに特性を理解し、適切に対応することにより、二次的な問題（不登校、ひきこもり、非行、うつ、強迫症状等の精神症状など）の発生を防ぎ、学校・職場等の社会生活における適応力が向上し、さらにはその能力を十分に発揮することも可能となります。

【県ホームページ（障害政策課）】

発達障害の理解と支援のための基本ガイド

(<https://www.pref.gunma.jp/page/19789.html>)



(1) 乳幼児期

日本では母子保健法で定められた健診制度があります。子どもの発達、発育状態を確認するとともに、保護者のフォローも欠かせません。どのように健診や支援、連携が行われているのか、ある市の事例で紹介합니다。

① 早く「気づく」ために「観察」する

《保健センターの役割》

保健センターの母子保健分野では、妊娠期から出産・子育て、家庭のこと等、家庭訪問や健康相談・健康教育・子育て支援事業等を通して、切れ目なく支援を行っています。その中で、保護者からの疑問や心配事・困っていることに対して、保健師をはじめとする専門職が保護者から詳しく話を伺い、子どもへの対応方法について出来ることを一緒に考え、アドバイスをしています。

また、乳幼児健康診査では、問診や医師の診察等にて子どもの発育や発達の状態を把握し、健康増進や疾病の早期発見・早期治療、早期療育につなげるために、保護者に必要な情報提供をするとともに、具体的なかわり方を伝え、その後も経過観察していきます。

1歳6か月児健康診査

- 1 健診票（医師会と協議作成）
チェック項目を選定し独自にシート等を作成
- 2 主な問診内容
 - ・運動面
 - ・言語・表出（量と質）
 - ・社会性（含視・共同注意など）
 - ・保護者の心配や困り感
- 3 診断（医師会で診断基準）
 - ・言語については4語以下は精検→主治医へ
- 4 事後フォロー（基準マニュアル作成）



3歳児健康診査

- 1 健診票（医師会と協議作成）
確認項目を選定し独自にシート等を作成
- 2 主な問診内容
 - ・運動面
 - ・言語（会話の成立 など）
 - ・社会性（機能的遊び 同年代とのコミュニケーションなど）
 - ・保護者の心配事や困り感
- 3 眼・耳アンケート
- 4 尿検査
- 5 屈折検査
- 6 診断（医師会で診断基準）
- 7 事後フォロー（基準マニュアル作成）

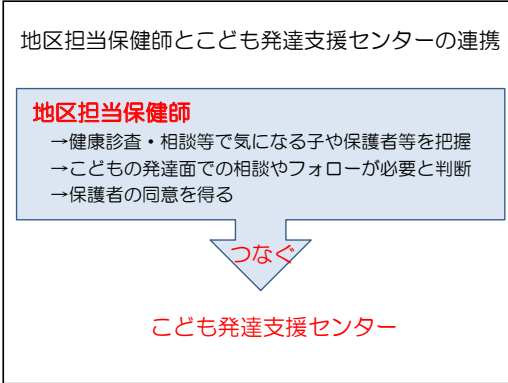


《こども発達支援センターの役割》

こども発達支援センターでは、発達障害等がある子どもを含めた子どもの発達に関する支援及び良好な親子関係の構築を図る上で必要な早期療育支援（あそびの教室）や運動発達支援、相談支援事業を行い、継続的な相談、情報提供及び助言を行っています。

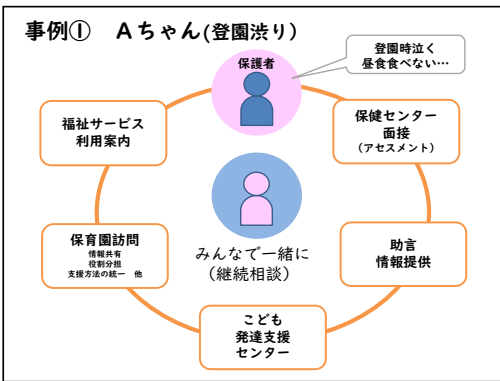
また、保護者支援として保護者の心理相談やペアレント・トレーニング、保護者の会等を行いさらに子どもが通っている園所や学校等に訪問し、子どもの行動観察及び関係者の相談に応じ、情報提供をするとともに助言を行っています。

子どもは環境との相互作用によって成長・発達していくため、子どもだけでなく人的環境の支援や物的環境も整えるための支援を行っています。



【保健センターと子ども発達支援センターの連携】

保健師は、健康診査等で保護者から“集団行動ができない”“言葉が遅いと思う”という相談や気になる子どもに心理相談を紹介します。その後のフォローで保護者と面談し、「あそびの教室」を利用するため、子ども発達支援センターに繋がります。あそびの教室では子どもの発達等のアセスメントを行い、子どもに合った支援計画について保護者と共に考えていきます。



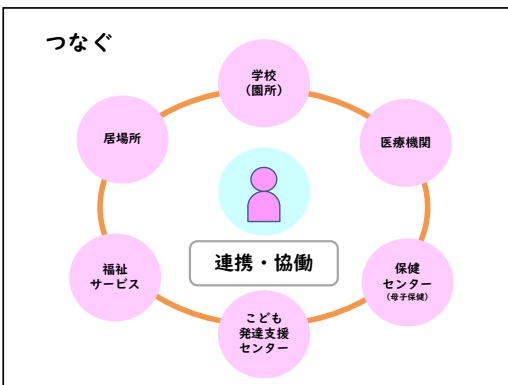
■ 事例1 Aちゃん(2歳)

入園当初から泣きながら登園、水分も昼食も摂らず、昼寝もしないで降園まで泣き続ける状況が数か月続きました。

園から保護者に子どもの様子を伝えられ、早めの迎えと家族が休みの時は自宅保育等を提示されたため、このままでは仕事等に支障をきたすと保健センターに相談がありました。

保護者から「園での様子がよくわからない」と言われたので、保健師は子ども発達支援センターに繋がりました。担当が園を訪問しAちゃんの観察と保護者との情報共有を助言しました。

その後、保健師は保護者にAちゃんへの対応を助言するとともに、親子で小集団での活動体験と、子どもの特性の理解と保護者同士の情報交換ができる県の早期療育事業「つぼみの部屋」を紹介し、Aちゃん親子は定期的に土曜日に利用しています。



【支援者同士の連携に向けて】

まずは、子どもへ支援をしている各関係機関の支援者同士が、顔の見えるつながりを作ることが大切になります。

そして、互いを知り、信頼関係を作り、気軽に連絡が取りあえ、情報交換や相談し合える関係を作っておくことが、子どもを支援していく上で必要となってくると思います。

② 本人の持つ能力を伸ばすために福祉サービスを利用する

【障害福祉サービス利用までの流れ】

- 1 サービス利用申請
- 2 認定調査
- 3 障害児支援利用計画案の提出
- 4 サービスの支給決定
- 5 サービス提供事業所との契約
- 6 サービス利用開始

市町村が実施する認定調査の結果、福祉サービスの利用が必要と認められる場合、児童発達支援事業所・センター等の利用が可能となります。

専門的な療育（発達支援）を受けることで、できることを増やし、隠れている力を引き出すことができると言われています。そのため児童発達支援事業所・センター等では個別に支援計画を作成し、より良い支援を受けられるようにしています。小学生以上は放課後等デイサービスの対象となります。

《保健センターから児童発達支援事業所・センターへつなぐ》

■ 事例2 Bちゃん（2歳10か月）

前住所の1歳6か月児健康診査で「ことばの遅れ」があると、保護者の同意のもと情報提供がありました。Bちゃんと保護者との面談後、発達相談やあそびの教室に参加しました。

しかし、ことばの伸びはなく、人見知りの強さもあり、部屋には入れず、廊下で過ごしていました。発語・理解ともにゆっくりで警戒心も強いため、継続して安心できる場所に通い、専門職にBちゃんのペースに寄り添った対応をしてもらうことで人や場所に少しずつ慣れ、人とのやり取りを楽しんでもらえるように考えて、児童発達支援事業所を案内しました。

■ 事例3 Cちゃん（3歳10か月：2歳児クラス）

3歳児健康診査受診後に、新規場面や集団活動が苦手ということで、こども発達支援センターのあそびの教室に参加し始めましたが、一斉活動は難しく発語は単語のみ、個別の声かけにも反応がありませんでした。保護者から育児面での大変さは聞かれましたが、発達を心配する話がなかったため、教室での様子を共有しながら療育の必要性を伝えました。保護者は「進級後、園の先生と相談したうえで療育は検討したい。」との考えだったので、進級6か月後に保健師が様子を聞いたところ必要性を感じてきたと話されました。その後、児童発達支援事業所を見学、利用開始となりました。

■ 事例4 Dちゃん（2歳6か月）

2歳児歯科健診に母と祖母で来所、祖母は「ことばの遅れや動きの激しさ」を心配していました。母親は幼稚園で療育の話がされたが理解できていない様子でした。心理士が母親の気持ちを整理しながら療育の必要性を話す理解されたので、児童発達支援事業所の利用を開始しました。

母親の仕事や体調、生活面を心配する祖母からの相談を受けて保健師が定期的に家庭を訪問し、療育の様子や母親の心身状態を把握しながら相談支援事業所等と情報を共有しています。また、保健師が支援事業所のモニタリング調査にも同席し、支援計画について共通理解をしながらそれぞれの役割を通じた支援を継続しています。

③ 幼児期の療育

《児童発達支援センターの役割》

児童発達支援センター「つくし園」（高崎市）園長・秋松宗雄先生にお話をお聞きしました。

療育を必要としている園を訪問して、対象児童のコミュニケーション、社会性及び食事や排泄等の日常生活動作の習得のための取り組みを支援しています。「家庭とは違う生活の場」で見えてくる課題について具体的な目標を設定し、支援を通じて子どもにとって分かりやすい進め方はどういうものか、どのようにすると保護者が取り組み易いかを考えます。

また、保護者に子どもの特徴の理解を進めてもらう上で、「できるようになる」ことを見通した上で目標設定することが大切であると考えています。目に見える成果はゆっくりかもしれませんが、違う視点からの支援を取り入れながら成長していく子どもを見て、前向きに子どもの特徴を理解していただけることが次のステップへ進む上でもとても大事なことだと考えています。

「子ども支援」と「保護者支援」をリンクさせながら進める必要があります。特にコミュニケーションと社会性に絞って考えれば、課題と対処方法を考えることは難しいことだと思います。一日を通して園児がどのような行動をし、その行動にはどのような意味があるのか支援者側からの決めつけではなく、コミュニケーションの可能性を探るような支援を続けたいと思っています。

【県ホームページ（障害政策課）】

児童発達支援センター

(<https://www.pref.gunma.jp/page/2756.html>)



【県ホームページ（障害政策課）】

指定児童発達支援事業所

(<https://www.pref.gunma.jp/page/2757.html>)



【児童発達支援に通う子のコミュニケーション】 秋松園長先生からのメッセージ

児童発達支援に通う子の多くに、コミュニケーション・社会性の難しさがあります。発語があるかないかを問わず、自分の思い、意思を伝えることが難しいと考えています。周囲の人や環境から寄せられる情報を正しく受信・理解できていない可能性もあります。それが原因で正しい行動を取れず苦しむ子もいます。

そういった状況が日常生活の中で「どういった場面で問題が生じるのか」、園児たちは「何を見ているのか」「どの距離なら話しかけられるのか」「どんなきっかけがあれば伝えられるのか」「どのようにそれを教えてあげれば良いのか」を考えながら接しています。自分にとって必要なことでも自発的に伝えることが難しい子はいます。静かに過ごさせているからと言って何も訴えがないとは言えません。生活の中で過ごしやすくなるコミュニケーションの方法を見つける、練習、獲得できると良いと思っています。

<子どもを理解するとは>

本人にしてみると重大な問題であることも、支援者は見落としてしまうかもしれません。

例えば、「サンドイッチが大好きな子が、それを目の前にしても食べられずに窓をジッと見ていました。その子は何に困っていたのでしょうか？」実は、弁当箱の片隅にあったパセリを苦にして食べられず、訴えることができなかったのです。「図工で何をやるか分からないから学校へ行けない子は、何に困っていたのでしょうか？」それは絵を描く時に何を描いたら良いかわからないから嫌だったのです。

「メロンパンのお菓子が欲しくてパニックになっていた子はどうすれば思いを伝えられたのでしょうか？」それは、電子メモパッドがあれば「メロンパンください」と伝えられたのです。

本人なりの希望、要求が受け入れてもらえない時に周囲に対する不信感が生まれてしまうと考えています。好きなサンドイッチもメロンパンのお菓子も食べられず片付けられてしまうかもしれない、描けない絵を描くために机に座っている苦痛を理解しようとする姿勢が必要だと思っています。

上手にお話ししているお子さんであっても理解できていないこと、伝えることができていないことがあるのではないかと注意深く見守り、一人の支援者だけではなく、その園児をよく知っている人が知恵を出し合って、いろいろな角度から可能性を探っていく必要があると思っています。

(2) 学齢期（小学校・中学校）

① 発達の特徴がある子どもの学校生活の不安・困り感

小学校での様子を県内のA校長先生にお聞きしました。

学校の中を毎日巡回するのですが、各教室に入ると気になる数人の児童が目飛び込みます。それは、別に暴れているわけでも授業を受けていないわけでもありません。個性ある言動をする児童や学習への困難がありそうな児童です。

学校では、ユニバーサルデザイン（多様なニーズに対応する教育）を意識した授業をしている学級もあり、個性を伸ばす支援をしています。読み書きが困難の児童に対してはルビ付きのテスト、カメラやタブレットの使用もできるようになっています。ただ、まだ先生によって、学校によっての温度差はあると思われます。



小学校には、放課後等デイサービスを利用する児童も多くいます。学校へのお迎えの時に所員さんと担任が話をしている場面をよく見かけます。このように連携ができる学校での支援も充実します。私の学校では、まだ放課後等デイサービスと個別の支援計画を共有したことはないのですが、これからは情報を共有することでよりよい支援につながると考えています。

今後、分離教育からインクルーシブ教育に移っていく中で、今学校でできることは先生方の意識改革です。みんなを同じように育てる教育から、それぞれの子の力を伸ばす教育に意識を変えることです。しかし、「みんな同じように」の殻を破るのは、学校の風土として大変難しいことです。まずは、「みんなと同じ」では苦しい子どもたちがいるということを理解してもらうことから始めていきたいですね。

② 本人の特性に配慮した学びの環境を考える

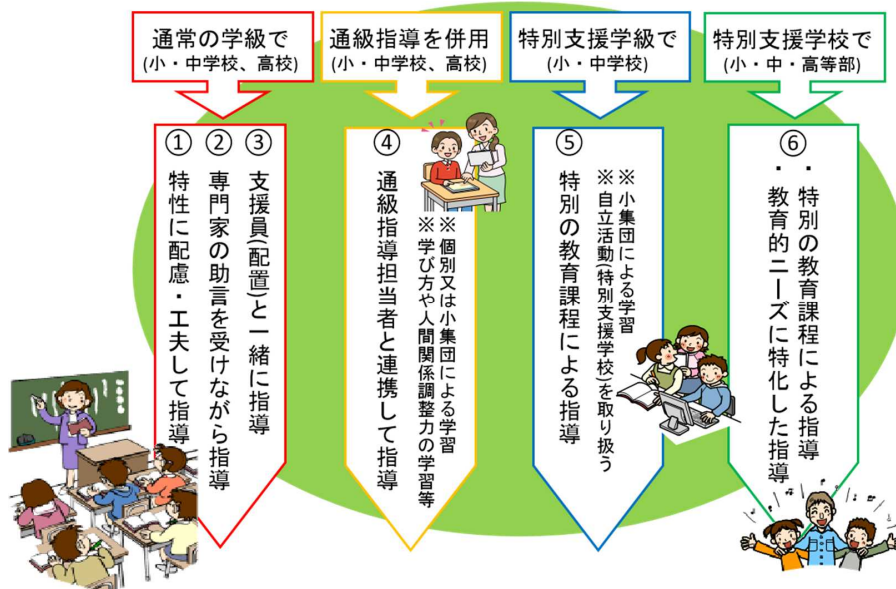
《学校におけるサポート体制》

小・中学校、高等学校、特別支援学校には、「特別支援教育コーディネーター」がいます。コーディネーターは、自校で特別な教育的支援を必要とする子どもたちの実態を把握し特別支援教育を推進する立場の先生です。外部との連絡調整も行っています。

本人や保護者の意見をお聞きしながら、本人の可能性を最大限に伸ばせるように最適な「学びの場」を選択していただきます。



コーディネーター



- 本人や保護者への対応について、A校長先生に伺いました。

私は新入学に向けた就学時健康診断や入学説明会で来校した保護者の方に、「学校に入学する前でも、今からでも心配事があったら学校に相談してください。」と話しています。

すると、保護者の方から面談や見学の依頼が来ます。市でも就学相談などがありますが、直接学校に来て学校の様子を聞くと安心してもらえます。学校としても入学してくるお子さんの様子を先に伺うことで、支援に向けての準備ができます。

面談の中で、よくあるのが早期療育支援を受けているという話です。私は、保護者の同意を得て、事業所を訪ねることもあります。相談支援センターの方と情報共有することもあります。せっかく事業所で個別の支援計画を作成しているので、それを共有できればと思っています。

最近、幼稚園や保育園でも個別の支援計画を作成してくれているので、入学時に先生方と共有することが可能になってきています。

【特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒への指導】

群馬県教育委員会では、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒への指導について、認定子ども園、保育所（園）・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校をサポートする「小中学校、高等学校等サポート事業」を実施しています。

各教育事務所に配置された特別支援教育の専門相談員、各県立特別支援学校の専門アドバイザーが学校・園等からの依頼を受けて、直接訪問して先生方の相談に応じています。

《専門アドバイザーの役割》

県立特別支援学校のコーディネーターの中でも、もっぱら地域の相談支援を担当する人について「専門アドバイザー」という名称で呼んでいます。

支援対象は、地域の認定こども園、保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校等で、地域の未就学児を対象とした「親子発達教室」に参加することもあります。

各学校・園から依頼があると、専門アドバイザーは通常の学級、特別支援学級、通級指導教室を問わず、直接訪問して相談に応じています。



専門アドバイザー

- 専門アドバイザーの武井絵里子先生（渋川特別支援学校）に相談内容をお聞きしました。

【先生方からの相談内容】

- ・クラスに向けて伝えるだけでは理解が難しい子どもに対して、どのように接したらよいか。
- ・授業中おしゃべりしたり、離席したりして集中できない子どもに、どう対応したらよいか。
- ・音読が苦手な子どもに、どんな支援ができるか。
- ・文字を丁寧にバランスよく書けるようになるためには、どうしたらよいか。
- ・漢字の書き取りが苦手な子どもに、どんな練習をさせたらよいか。
- ・提出物の期限を守れるようになるには、どんな支援があるか。
- ・友達と関わることが苦手で、一人で過ごすことが多い子どもについて、どのように理解したらよいか。
- ・場面緘黙の子どもに、どう接したらよいか。
- ・宿題に取り組む気持ちはあるが、実際には上手くできない子どもをどう理解したらよいか。
- ・一日を通して学校にいることが難しい子どもを、どのように理解したらよいか。

■ 主な依頼の内容

- 特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒の見方や接し方の助言・情報提供
- 諸検査の実施や実態把握の助言
- 特別支援教育に関する教職員研修の講師
例)「発達特性と支援について」「心理検査で測れる力と支援の考え方」
「授業におけるユニバーサルデザインや合理的配慮の考え方」

■ 通常学級の事例

- 担任がクラス全体に向けて話を伝えても理解が難しい子どもに対する支援の場合
- 話し手に注意が向くよう、聞き手である子どもの名前を呼んで、
「大切な話をします。姿勢を整えましょう。」と言葉をかけてから本題について話します。
- 指示されたことがわからなくなっても確認できるように、大切な話は黒板等を書いて残します。
- 話の内容がわかりにくい子どもに対しては、
個別に、その子どもがわかる言葉を使って短くシンプルに伝えます。
- 話し言葉だけではなく、絵や図、文字等を使い、「見てわかる」ようにします。

■ 通級指導教室併用の事例

- 学習面で気になる子どもに対する支援の場合
- 通常学級で読み書きに苦しさがあり、授業になかなか乗れない子どもに対しては、
その子どもに合った学びの場として通級指導教室につなぐこともあります。
通級による指導では力の偏りに配慮し、その子どもに合った学習の仕方を学ぶことができます。

③ 学校と福祉サービスの連携

学校では、本人にとってわかりやすい支援、上手くいっている支援の共有を目的に、放課後等デイサービス（放デイ）事業所と保護者を交えたケース会議を開いて話し合います。

また、学校の様子を放デイの担当者が見学する機会も設けています

【県ホームページ（障害政策課）】

指定放課後等デイサービス事業所

(<https://www.pref.gunma.jp/page/2758.html>)



■ NPO 法人リンケージ理事長の石川京子さんにお聞きしました。

子ども一人ひとりがもっている発達の特徴を理解し、自分らしい生き方を歩む自信と成功体験を積みかさねるため、民間の福祉サービスを利用することもできます。

放課後等デイサービスや移動支援サービスでは、学校での学びのほか、自分の身の回りのことや買い物、公共交通機関の利用のしかたなどのライフスキル、人生を充実させる余暇活動、心身の健康に役立つスポーツ、気の合う友だちとの交流、何かあったときに一緒に考えてくれるスタッフなど、子どもたちを支えるサービスがそろっています。

「楽しい」「わかる」「安心」「ワクワクする」は子どもたちが前に進むエネルギーの源になります。

そのような居場所を一緒に見つけること。そこでのびのびと自分らしく過ごしていると、認めてあげること。大人ができる大切なプレゼントかもしれません。

福祉サービスの利用のしかたは市町村の窓口や相談支援事業所が無料で相談ののってくれます。

■ 石川さんが運営している「そらまめ2」についてお聞きしました。

放課後等デイサービス発達支援ルーム「そらまめ2」がもっとも大切にしていることは、「子どもたちが安心できるこころの居場所を作る支援」です。

支援によって何が変わるのか。

支援によって変えることのできるのは、「生活スタイル」。

支援によって伸ばすことができるのは、「得意なこと」。

支援によって手伝えることができるのは、「苦手なこと」。

支援によって育てることができるのは、「合意のと리카た」。

支援によって変えるのは、子どもの特性そのものではないのかもしれない。



自閉スペクトラムの特性があるからこそ、誰も気づかなかった事実を見極めることがあります。たぐいまれな観察力につながることもあります。味、香りなどほんの少しの違いに気づくのです。ADHDの特性があるからこそ、豊かな発想力と好奇心で私たちに驚かせ、楽しませてくれるのです。誰よりもフットワークよく、頼まれごとにとりかかってくれるのです。

LDの特性があるからこそ、勉強とは違う人生の価値観を私たちに教えてくれるのです。

特性は治すものでも、変えるものでもなく、発達の多様性として敬意を払うべき個性と考えています。

そのため、私たちが目の前にいるこの子はどんな子だろうと理解したいときに、

自分自身に問いかけることにはこんなことがあります。

この子が興味を持っていることは何だろう。

この子がやっていると楽しいと感じることは何だろう。

この子が叶えたい願いは何だろう。

この子が得意としていること、才能、特技は何だろう。

この子が自信を持っていることは何だろう。

この子といっしょにやると楽しめる活動は何だろう。

この子にとって大切な価値は何だろう。



「そらまめ2」では子どもたちがお話しの中で、「〇〇が大事なんだ」「〇〇したいんだ」など、人としての強さや新しい可能性の言葉が発せられることがあります。

一方で人とかかわりの中でこころにケガをしている子どもたちもいます。

自分のことを好きでいたり、けがをしたところにちゃんとかさぶたができるよう

お手伝いをしたいと思っています。



《放課後等デイサービス》

支援を必要とする障害のある・発達特性のある子どもの福祉サービスで、6歳から18歳までの就学児童（小学生、中学生、高校生）が通うことができます。

児童発達管理責任者が作成する個別支援計画に基づいて、自立支援と日常生活の充実のための活動などを行っています。

利用できる対象者は、原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを所持する児童、発達の特性について医師の診断書がある児童です。

5 児童相談所の役割

児童相談所は、18歳未満の子どもさんに関する相談を受け付けています。

発達の支援について吉田喜美子さん（中央児童相談所発達支援係長）にお聞きしました。

児童相談所はさまざまな係で構成され、業務を行っています。家庭支援係では児童及び家庭の専門支援を必要とする相談業務と指導を、施設里親支援係では施設入所中の児童や里親家庭への支援等を、虐待対応係では児童虐待への対応と予防のための家庭支援を、一時保護所では児童の一時保護や個別支援を行っています。

発達支援係では、**児童心理司**が児童の心理アセスメントを実施したり、児童や家族へ心理支援を行ったりしています。

具体的には、児童心理司は、必要に応じて、精神科医（非常勤）と連携しながら、児童や家族等の相談内容に応じて、面接、心理検査、行動観察等を通してアセスメントを行い、それに基づき児童や家族、関係者に対応方法などについて助言をしています。児童へ個別に心理療法や心理教育等を行うこともあります。

＜発達支援係の主な業務＞

- ア 療育手帳の申請や更新に必要な判定業務
 - イ 発達の遅れや発達障害、行動等の相談に対する心理アセスメントや対応方法の助言等
 - ウ 虐待を受けた児童への心理アセスメントや心理支援。家族・関係者への支援。
 - エ 非行や乱暴等の相談に対して、児童のアセスメントや心理支援。
- ※ 特にウ・エについては、児童相談所内の虐待対応係、家庭支援係や一時保護係との連携に加えて、外部の関係機関（市町村、学校、主治医等）と連携して継続的に対応をしていくことが多いです。

【児童相談所の構成】

- 企画調整係（中央のみ）
- 家庭支援係（第1、第2）
- 施設里親支援係、虐待対応係
- 発達支援係**
- 一時保護所（中央・東部のみ）



- 中央児童相談所
- 北部児童相談所
- 西部児童相談所
- 東部児童相談所

① 児童相談所へ発達障害の相談をするきっかけ

児童相談所への相談のきっかけは大きく二つに分けられます。

- ・ 保護者が子どもの発達障害を疑い、発達相談につながる場合
- ・ 他の相談（学習の遅れ、乱暴、非行、虐待等）をきっかけにしてつながり、心理検査や行動観察、面接等を行った結果、発達障害が問題の背景の一つとして見つかる場合

近年は、市町村の健診等で発達障害の早期発見が進んでいます。そのため、児童相談所では、以前に比べ、発達障害かどうか心配なので相談したいというケースよりも、他の相談を進めていくうちに問題の背景の一つとして発達障害の特徴を持っていることがわかり、発達障害の視点からも対応の助言をしていくケースが増えてきています。

実際、児童心理司が継続的に心理支援している児童の相談内容は、発達障害ではなく虐待、非行、性格等が大半を占めています。しかし、これらの相談の背景要因を整理すると、全体の半数強が主に発達障害（自閉症圏、ADHD等）を抱えていると推測されるという統計もあります。こうした結果からは、「児童相談所では発達障害の二次障害を起こしている児童とその家族の相談に対応している」と言えるでしょう。

■ 【事例 怒る悪循環からほめて育てる好循環へ】 ～A君（小学2年生）の場合～

ある日の教室、いつも元気な小学2年生のA君が暗い表情をしていました。担任の先生は、心配して保健室で話を聞いたところ、昨夜お父さんから叩かれたと太ももの痣を見せてくれました。担任は校長先生と相談して児童相談所へ連絡をしました。

児童相談所は、A君とA君のお父さんとお母さんから話を聞きました。お父さんはA君を叩いたことを認める一方で困っていることがあると話し始めました。ご両親によると、A君は漢字が苦手で宿題のプリントが終わるまでに2、3時間かかる、宿題を忘れてゲームを始めてしまう、忘れ物が多くて先生から注意される度に両親で注意するのに改善されないといった理由から叩いてしまったとのことでした。

対応した児童福祉司は、ご両親やA君と面接をしているうちに、虐待の再発防止の指導をすることに加えて、問題の背景には発達障害があるかもしれないと考えて**児童心理司**への相談を勧めました。

児童心理司は、早速、知能検査等を実施し、家族や学校の先生からA君の日常生活や育ちの様子について聞き取りました。その結果、発達障害と似た特性を持っていることが疑われたので、ご両親へ検査結果や対応方法を説明する一方で、医療機関の受診を勧めました。

その後、A君はご両親と一緒にBクリニックを受診し「ADHD」と診断され、治療薬の服薬を始めました。また、放課後等デイサービスの利用をご両親も本人も希望されたため、一緒に「障害者基幹相談センター」へ相談することになりました。この間、児童相談所は、定期的に本人やご両親と面接し、家庭での状況を確認したり、本人の特性を踏まえた暴力に頼らない対応方法の相談に応じたりしました。

対応の一つとして、【怒る悪循環のループ】<A君が忘れ物をする ⇒母から怒られる ⇒翌日も用意を忘れて忘れ物をする ⇒また母から怒られる>から【ほめて育てる好循環】へ変えていくための対応を相談して取り組みました。具体的には、「A君が忘れ物をしないように翌日の用意と一緒に確認しながら準備をする等のやり方」に変更しました。こうしたところ、A君の忘れ物が減り、ご両親が「忘れ物をしなかったA君をほめるという良い循環」が生じて、少しずつですが改善に向かっていきました。

② 二次障害を起こさないための支援

■ 吉田さんからのメッセージ

発達障害については、早期発見・早期療育が進んできているため、乳幼児健診で早い段階で気づかれて療育などにつながるが増えました。一方で、不登校や集団不適應、非行等の二次障害を起こしている子どもたちの中には高い割合で発達障害の特性や傾向を持つ子どもたちがいると推測されます。

二次障害を起こしている子どもたちの育ちを振り返った時、発達障害がわかりにくいタイプでは、長年にわたり周囲からは発達障害として気が付かれないまま性格や努力不足として対応され、その結果、失敗体験を積み重ねてきているケースが散見されます。また、家族が子どもの発達障害に気が付いていただけども、このことを受け入れて踏み出すことが難しかったケースも一定数含まれていると推測されます。

私たち支援者が「**子どもたちの二次障害を防ぐためにできることは何か。**」

一番は、子どもたちの困り感に少しでも早く気が付いて対応していくことが大切ではないでしょうか。早く気が付くためには、一見すると性格や努力不足と見える子どもたちの行動について発達障害の視点から再度アセスメントをすることが必要になるでしょう。アセスメントの結果、発達障害が疑われる場合には発達障害の視点から支援を工夫して取り組んでいくことになります。

過去に不適切な養育環境やいじめ等の体験をしている子どもたちの場合には、発達障害の視点に加えて、トラウマの視点からもアセスメントし対応を検討していくことが大切です。

最後に、子どもたちの支援をしていく上で大切なことは、一人ひとりの子どもや家族の思いに寄り添い、子どもたちの“こうなりたい”“こうしたい”気持ちを大切に、周囲ともつながりながら、将来に向けて皆で同じ方向を向いて今できることに取り組んでいくことと考えています。

6 その他 令和4年度「県・市町村青少年相談担当職員研修会」【意見交換】

～ ライフステージに応じた切れ目ない相談支援の実現に向けて ～

- 進行役：NPO法人リンケージ理事長 石川京子氏（前列左端）
- 助言者：みどりクリニック院長 鈴木基司氏（同2人目）
県障害政策課主任 岡直矢氏（同3人目）
- 報告：「玉村町における健康福祉分野と学校教育との連携」
玉村町健康福祉課 畑中哲哉氏（前列右端）ほか5名（後列）



■ 登壇者（左写真：左端から順に）

前橋市子育て支援課こども健診係 望月恵氏
児童発達支援センター「つくし園」 秋松宗雄氏
特別支援教育専門アドバイザー 武井絵里子氏
県中央児童相談所発達支援係 吉田喜美子氏

<健康福祉と学校教育との連携>

石川 玉村町から取組の報告をしていただきます。

畑中 大人のひきこもりの相談を受けていると発達障害に起因する「生きづらさ」のある方が多いと感じます。若年期に適切な支援に繋がっていなかったのかなという場合があります。

幼少・義務教育から支援をつなげていけないかなと、【にじいろファイル】の活用、見直しを部局を超えて話し合っています。

町保健師 発達特性を持つ子どもや家族への支援を目指して、各ライフステージの情報をつなぐツールとして、支援の経過や生育歴、プロフィールなどを一冊にまとめてあり、保護者が記入・保管し、支援者が相談の記録などを書き入れたり、記入に困っている方には一緒に作成したりします。

畑中 情報が幼・保育園から小・中学校につながっていけば、お母さんはステージが変わるたびに同じことを説明する必要がないのですが、上手く使い切れていないので改めて活用しようと話しています。

義務教育が終わると「不登校」でなく、「ひきこもり」ケースとなって社会福祉係の方に流れてきます。保健センターで健診記録を書いても学校のステージになると情報が入って来なくなります。子ども育成課での情報も親御さんへの支援が継続していかないと単なる紙資料になってしまいます。

学校の先生も親御さんとの良好の関係を考えると発達障害の問題になかなか踏み込めないでいます。

連携でどんな情報を共有したらよいか

石川 関係機関の連携でどんな情報を共有していったらいいのか、それぞれの立場で話してください。

望月 部局が違うと持っている情報も異なります。保護者によってはこの人には話すけど、あの人には話さないということがあります。今後のお子さんの成長を支援していく為に、他の支援者とどこまで情報を共有していいか教えていただけますかと、了解を取ることも多いです。

秋松 子どもにとっては幼稚園、保育園は最初に参加する広い社会になります。家でお母さんと過ごしているときは良好な反応を示しているのかもしれませんが、園で要求されることが本人のキャパを超えてしまうと、適応、対応できずにちょっとずれた行動に出てくるのかなと思います。

そのことが保護者に上手く伝わらないと子どもが正しい行動ができないと思って、極端な話、手が出てしまうかもしれません。その子は「じゃ嫌だ、(園には)行かないよ」ということになってしまうかもしれません。

保護者からの申告情報も大事ですが、幼・保育園、子ども園での情報をどこまで拾っていくのか、保健センターの方へ情報が反映されている市町村もありますが、情報の共有が大事なかなと思います。

武井 「にじいろファイル」は保護者が管理するようですが、どんな情報を載せていますか。

保健師 支援者にこういう情報を出した方がいいのではと助言したり、発達特性の場合は就学に向けて担任に渡らせる情報を書いたりします。

ですからマル秘情報は書き入れにくい状況になっています。

武井 例えば小学校から登校渋りの相談があった場合、先生との話の中で、幼・保育園ではどうだったのだろうか、という話題も出ます。就学前からあったとすれば本人の特性が関係しているのかもしれませんが、入学後であれば学習面での困難さなども一因なのかもしれません。

また、ある小学校の先生は入学時、保護者からこんな相談を受けたそうです。それは「うちの子は一斉指示が通りにくいので、クラス全体に話したあと、個別に再度伝えてほしい。」という内容でした。それを受けて、その先生はそのお子さんの座席を前にし、わかりやすく伝える方法を考えることができたと言います。

保護者と学校が連携したことで、お子さんのわかりやすさにつながったようです。

吉田 情報の共有という点では、立場上、アセスメントをすることが多いので、母子手帳とかいろいろお母さんに見せていただくのですが、子どもの頃のちょっとしたエピソード、迷子になって大変だったとか、最初の言葉が「アンパンマン」だったとか、そうした具体的なエピソードが書かれている母子手帳であったり、情報ファイル的なものがあると、子どもさんの育ちを把握するのに役立ったりします。

また、他機関からつながれてくる場合、親御さんがどこまでお子さんの特性を理解されているのか、それに対してこう受容的であるのかとか、なかなか難しい気持ちなのかとか、そういうところも繋げていただけると、すごくお話をする時に助かるかなと思います。

相談の場で実際、にじいろファイルを持って来られた親御さんに会ったことがあります。お母さんからファイルを見せていただいた時、乳幼児期から、多分保健センターでこれ挟んでおいたらいいと言われたものが全部挟まれていて、学校の支援計画、過去に児童相談所で検査を受けた時の記録、全部そこに綴られていたので、相談が進めやすくなったことを覚えています。

個別支援ファイルを活用するには

岡 県では毎年、厚労省より依頼があり、全市町村に「個別支援ファイル」の使用状況等に関して調査しています。現在12市町村が利用し、上手く利用している市町村では支援者が一緒に書いてくれています。ハッキリ書きづらい情報は、良い部分を書きながら、さらっと書くといいかもしれません。

町教委 担任の思いとして「こうなって欲しい、こんな風に成長して欲しい」と書くことが多いです。

岡 相談を受けるとき、通知表から先生が書いた言葉の背景を読み取るように意識していました。発達特性の問題をストレートに書くのではなく、表現を工夫して情報を記入できたらいいと思います。

鈴木 医療的に見て重い場合は周囲が共通認識を持って連携し易い面もあります。

親御さんも困っているし園でも困っているので「どうしようか」と話が成立し易いわけです。個々の特性や行動が重いレベルではないとか、得意な面や不得意な面がある場合は、かえって対応が難しいことが少なくありません。親御さんも何でもないと思いがちですし、難しそうな話は聞きたくない気持ちもあります。問題情報を共有し難いことがあるかなと思います。

軽度や微妙であればあるほど、問題を提起するにあたり慎重さが必要で、そこを踏まえて話を聞いていく人が必要だと感じています。悩ましいのは周囲の方々に特性という視点がない場合です。躰や本人のやる気の問題、そこが悪いからという見方をされますので本人の持っている特性と折り合えず衝突する事態になりかねない。特に家族内では感情が絡んだ対応、怒りが繰り返され易い、そうした事態が虐待等の要因の一つに関係していくのかなと思っています。

<ライフステージに応じた切れ目ない支援の実現>

石川 学齢期、青年期、それぞれ子どもたち、若者たちは生きづらさを感じる場合があります。

ライフステージに応じた切れ目ない相談支援の実現に向けての課題、取組について発言してください。

望月 やはり切れ目ないということで横に横にといろいろな所で協力し合う、つなげていくことをしています。保護者があちこちで同じ話を繰り返すというのは、やはり一番の苦痛になると思うので、保護者の了解を得ながら、ここまでは話をするねと、横に横にとつなげています。

秋松 保護者と実際の生活をベースにどういう風に細かい部分を共有していくか課題があります。重度の子どもさんは認識されていますが、軽度となると期待というところもたくさんからんでくるので、理解していただくのが難しいなと思っています。

幼・保育園を訪問して感じるのはやはり数の多さですね。一クラスに3人、4人と気になるお子さんがいて、先生たちももうアップアップ、てんてこ舞いでいます。誰と一緒に子どもさんのことを考えてくれるのか、園は勿論、担任をバックアップしていますが、専門家とか、通所機関とかにつながりが持たなくて困っている先生がたくさんいるので、そうした声を拾っていききたいなと思っています。

武井 教育の面で考えると、個別の教育支援計画が有効だと思います。これを見ることで、園や療育などの学びの場でどんな支援を受けてきたのかがすぐにわかります。

さらに病歴やかかりつけ医についても書いてあるので、相談先がすぐに見つかります。にじいろファイルの中にも同じようなものがきっとあると思います。

吉田 何を伝えていくのか、何を次の機関と共有していくかということかなと思います。

小学校に上がるので担任に何を伝えたらいいでしょうかという相談を受けます。ここがポイントだよね、これは絶対伝えたいね、幼稚園で役立った情報を見てもらえるといいよねと、伝えられたらいいなと思っています。

もう一つは、お母さんたちは将来の見通しのなところが不安になるということを知ります。お子さんはこういう順序で機関に繋がって、今の状態でいくとこういう時期にこういう機関につながっていくといいよねといった話も時々織り交ぜながら話しています。

岡 丁寧に支援できたケースを担当してもらえるといいなと思います。具体的なイメージが湧きやすくなるので、複数の他機関と支援することで安定したケースを是非体験していただきたいと思います。

鈴木 個々の特性は軽度、あるいは微妙であっても、相談された時には重く、ひきこもり状態になっていることがあります。

時間をかけて第三者(例えば心理系の人)や医療(薬剤調整)とも何とか繋がったりすることで緩和していく人もいます。この子ここまで話せるのだ、当初はほとんど緘黙の状態であって顔に髪の毛がかかっていたりだったのが、意外と変化していくのですね。

ぜひ、一対一な対応をできるだけ保障しながらその子を育てる、社会生活集団の中で辛く不安なときには、そこで生じた体験や感情を話せるというか、聞き出してくれる人がいることを保障していく態勢作りが大事だと思います。

<まとめ「当事者を真ん中に、大人がチームになって支え、支え合う」>

石川 御家族は何故、我が子のことを他の人に知られたくないのだろうか、家族の間では特に問題がないのかもしれませんが。でも何か気になることがあると「障害」という言葉が出て回ることがあります。障害、特性、よく分からなければレッテルを貼られるのではないかと、何か不利益を受けるのではないかと、もしかしたらそんな不安を抱えている御家族もいるのかもしれませんが。

特性があってもなくても、多くの子どもたちが自分が今、難しいなと思っていることを大人に上手に伝えられません。あの時、どんな風に向き合ったらいいのかということを目にしている保健師や心理士、福祉サービスの方や学校の先生に教わって、この子はこういう子なんだということが毎日の生活の中で分かっていたはずで。

おそらく連携が必要だというのは、具体的にどう向き合ったらいいのかわからないでいる大人がたくさんいるからなんだと思うんです。

だから親御さんが子どもとの向き合い方が分かって、安心して豊かに暮らしていけるように、この子のことを分かってもらって、この子が安心して生きていける為の連携だ、その為に子どもを真ん中にして大人たちがチームになって支え支え合っていくといいよね、そんな風に思っていたら、また違った世界が見えてくるなあと思いました。

「連携」という言葉を使うと、支援者側からのどう連携するかという話について思いを描きがちです。でも、抜かしていけないのは、連携の中に本人と御家族がチームにいるということです。そのことを最後に皆さんと共有して終わりにしたいと思います。

【県ホームページ(児童福祉・青少年課)】

令和4年度「県・市町村青少年相談担当職員研修会」の開催結果
(意見交換の概要含む) (<https://www.pref.gunma.jp/page/180649.html>)



玉村町の【にじいろファイル】

玉村町の相談支援ファイル

「にじいろファイル」

がはじまります

ご本人やご家族をみんなで支えるファイルです

◆ 主として発達障がいになり、日常生活に困りごとや悩みを抱えるご本人やその保護者の方にお勧めします。



◆ ご本人やご家族、その支援者（サポートする人）が一緒に作るオリジナルファイルで、隔歳からでも使えます。

◆ ご本人やご家族の思いを支援者に伝えたり、サポートを受けたりするときにご利用いただけます。

◆ お子さんの成長や子育てなどに不安のある保護者の方にも、お使いいただけます。

「にじいろファイル」を使って
みんながかかわり、みんながつながりましょう

活用していただくには、現在運営、準備している玉村町の学校・地域の相談支援センターコーディネーター、保護者の保護課、保健センター、玉村町立保健センター、玉村町障がい者（児）福祉相談支援センターにご相談ください。

【相談支援ファイル「にじいろファイル」についてのお問い合わせ先】
玉村町保健センター 相談ファイル担当係 TEL. 0270-64-7706
玉村町教育委員会 学校教育課 相談ファイル担当係 TEL. 0270-64-7713

平成 21 年度に A4 サイズのファイル（紙ベース）を策定しました。お子さんの成長の様子や、さまざまな機関で受けた支援の内容などを一冊にまとめていき、お子さんに関わる人たちが連携し、継続して支援をしていくために役立てていきます。



ファイルの様式は、町HPからダウンロードできます

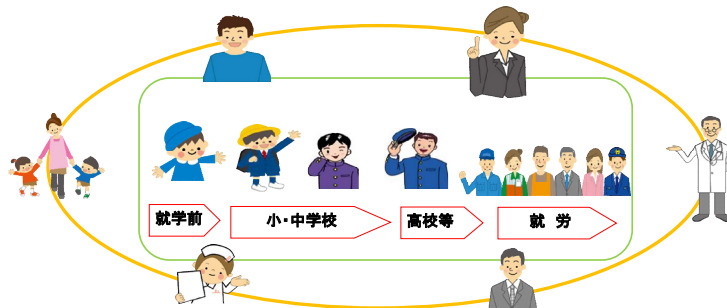
⇒ <https://www.town.tamamura.lg.jp/docs/2015021300068/>

・にじいろファイルは、保護者かご本人が保管します。原則、保護者の方やご本人に記入していただきますが、支援者と一緒にも書くこともできます。ご本人の状況に応じて、伝えたいと思う箇所に記入してみてください。

- ・お子さんの成長のステージごとに、ご家族の思いを学校や支援者に伝えたり、サポートを受けたりする時の情報提供ツールとして役立ててください。お子さんの成長や子育てに不安のある保護者の方も、ぜひ使ってみてください。
- ・進学相談や就職相談の時などに、その都度、最初から今までの様子を話すのではなく、このファイルに関係者に見ていただきましょう。

「にじいろファイル」の活用

成長の様子やさまざまな機関（教育・医療・保健・福祉等）での相談や支援の内容を一冊にまとめ、情報共有や継続した支援につなげる



いろいろな人とつながって、成長過程で一貫したサポート

子どもに関わる大人が、特性に応じて一貫した指導・支援を行うことは、子どもの持てる力を最大限に高めると言われています。お子さんが安心して次のステップに進めるように、にじいろファイルを活用して、支援者に伝えてみませんか。

＜相談窓口：玉村町役場 学校教育課または玉村町保健センター＞

7 資料編 【支援機関連絡先一覧】

1 こころの健康・病気・発達障害等のことを相談する

群馬県 保健福祉事務所 前橋市・高崎市 保健所 平日 8:30~17:15

健康生活相談など保健・医療・福祉の相談をお受けしています。

渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185
伊勢崎保健福祉事務所	保健関係 0270-25-5066 福祉関係 0270-25-5570	桐生保健福祉事務所	0277-53-4131
安中保健福祉事務所	027-381-0345	太田保健福祉事務所	保健関係 0276-31-8243 福祉関係 0276-31-8241
藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	館林保健福祉事務所	0276-72-3230
富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	前橋市保健所	027-220-5787
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	高崎市障害福祉課	027-321-1358

保健福祉事務所、保健所以外の市町村の窓口

平日 8:30~17:15

前橋市	障害福祉課	027-220-5712	吉岡町	保健センター	0279-54-7744
	まえばし子育て世代包括支援センター	027-220-5710	上野村	保健福祉課	0274-59-2309
	こども発達支援センター	027-220-5707	神流町	保健福祉課	0274-57-2111
高崎市	障害者支援SOSセンター	027-325-0111	下仁田町	保健センター	0274-82-5490
	ぱる〜ん 火〜日10:00~18:00		南牧村	保健福祉課	0274-87-2011
桐生市	福祉課	0277-46-1111	甘楽町	健康課(にこにこ甘楽)	0274-67-5159
	子育て相談課	0277-43-2000	中之条町	保健環境課(保健センター)	0279-75-8833
伊勢崎市	健康管理センター	0270-23-6675	長野原町	保健センター	0279-82-2422
	障害福祉課	0270-27-2753	嬭恋村	健康福祉課 保健室	0279-96-1975
	こども発達支援センター	0270-32-7748	草津町	健康推進課(保健センター)	0279-88-5797
太田市	障がい福祉課	0276-47-1956	高山村	保健センター	0279-63-1311
	障がい者相談支援センター	0276-57-8210	東吾妻町	保健センター	0279-68-5021
	発達相談支援センターにじいろ	0276-55-2148	片品村	保健福祉課	0278-58-2115
	太田市保健センター	0276-46-5115	川場村	健康福祉課	0278-52-2111
沼田市	健康課	0278-23-2111	昭和村	保健福祉課	0278-24-5111
	社会福祉課	0278-23-2111	みなかみ町	子育て健康課	0278-20-2300
館林市	社会福祉課	0276-47-5128	玉村町	保健センター	0270-64-7706
渋川市	健康増進課(保健センター)	0279-25-1321	板倉町	福祉課	0276-82-6133
藤岡市	福祉課	0274-40-2384		保健センター	0276-82-3757
富岡市	健康推進課(保健センター)	0274-64-1901	明和町	介護福祉課	0276-84-3111
	福祉課	0274-62-1511		保健センター	0276-60-5917
安中市	健康づくり課	027-382-1111	千代田町	健康子ども課(総合保健福祉センター)	0276-86-5411
	福祉課	027-382-1111	大泉町	福祉課	0276-62-2121
みどり市	社会福祉課	0277-76-0975		健康づくり課	0276-62-2121
	大間々保健センター	0277-72-2211	邑楽町	健康づくり課(保健センター)	0276-88-5533
榛東村	保健相談センター	0279-70-8052		福祉介護課	0276-47-5024

2 子育てのことを相談する(市町村の窓口)

前橋市	子育て支援課	027-220-5702	館林市	子育て支援課	0276-47-5137
高崎市	こども救援センター	027-321-1315	渋川市	こども課	0279-22-2415
桐生市	子育て相談課	0277-43-2000	藤岡市	子ども課	0274-40-2286
伊勢崎市	子育て支援課	0270-27-2798	富岡市	こども課	0274-62-1511
太田市	子育てそうだん課	0276-47-1911	安中市	子ども課	027-382-8005
沼田市	子ども課	0278-22-0874	みどり市	こども課	0277-76-0995

榛東村	住民生活課	0279-54-2211(134)	東吾妻町	保健福祉課	0279-68-2111
吉岡町	健康子育て課	0279-26-2248	片品村	保健福祉課	0278-58-2142
上野村	保健福祉課	0274-59-2309	川場村	健康福祉課	0278-52-2111
神流町	保健福祉課	0274-57-2111	昭和村	保健福祉課	0278-24-5111(132)
下仁田町	福祉課	0274-64-8803	みなかみ町	子育て健康課	0278-20-2300
南牧村	保健福祉課	0274-87-2011(31)	玉村町	子ども育成課	0270-64-7719
甘楽町	健康課(にこにこ甘楽)	0274-67-5159	板倉町	福祉課	0276-82-6134
中之条町	住民福祉課	0279-75-8825		保健センター	0276-82-3757
長野原町	町民生活課	0279-82-2422	明和町	健康子ども課	0276-84-3111
嬭恋村	健康福祉課保健室	0279-96-1975	千代田町	健康子ども課	0276-86-5411
草津町	こどもみらい課支援室・保健センター	0279-88-0005	大泉町	こども課	0276-63-3111
高山村	保健みらい課	0279-63-1311	邑楽町	子ども支援課	0276-47-5044

3 教育委員会に相談する

市町村教育委員会 不登校の相談窓口

前橋市教育委員会（総合教育プラザ相談室）	027-230-9090	平日 10:00~17:00
前橋市教育委員会（いじめ相談ダイヤル）	027-212-0130	平日 8:30~17:15
高崎市教育委員会（いじめ・SNS電話相談）	027-321-1359	平日 8:30~22:00
高崎市教育センター（教育相談）	027-329-7111	平日 10:00~17:00
青少年悩みごと相談電話	027-322-2559	平日 8:30~17:15
桐生市立教育研究所 「電話相談」	0277-22-6327	平日 9:30~16:30
桐生市教育委員会 「いじめ対策相談」	0277-46-1111(内線688)	平日 8:30~17:00
伊勢崎市教育委員会（教育研究所教育相談）	0270-30-1234	平日 9:00~16:15
太田市教育委員会（太田市教育研究所）	0276-20-7089	平日 9:00~16:30
太田市ヤングテレホン	0276-52-6701	平日 9:00~16:30
沼田市教育委員会	0278-23-2111(内線3324)	平日 9:00~17:15
館林市教育委員会（子ども相談室）	0276-73-4152	平日 10:00~12:00 13:00~16:00
メール相談（青少年センター）	seishonen@city.tatebayashi.gunma.jp	24時間受付
学校教育課	0276-72-4111(内線228)	平日 8:30~17:15
渋川市教育研究所	0279-25-8980	平日 9:30~16:45
渋川市青少年センター 青少年テレホン（面接）相談	0279-22-4152	平日 8:30~17:00
青少年LINE相談	アカウント名：渋川市青少年センター ID:@jfb6000u	24時間受付
青少年電子メール相談	youth-s@city.shibukawa.gunma.jp	24時間受付
藤岡市教育研究所「教育相談」	0274-23-9801	月・火・水・木 9:00~16:00
藤岡市青少年センター「青少年相談」	0274-24-4150	平日 9:00~16:00 土・日 13:00~16:00
富岡市教育委員会	0274-62-1511(内線2124)	平日 8:30~17:15
富岡市教育支援センター 相談室	0274-62-1897	平日 13:30~16:30
安中市教育委員会学校教育課	027-382-1111(内線2231)	平日 8:30~17:15
みどり市教育委員会 (みどり市教育研究所「でんわ教育相談」)	0277-73-1110	平日 9:00~17:00
みどり市青少年センター「ヤングテレホン」	0277-76-9910	平日 10:30~16:30 土 13:00~16:30

榛東村教育委員会 (榛東村教育研究所「電話相談」)	0279-54-2211 (内線210)	平日 8:30~17:15
吉岡町教育委員会	0279-54-3111	平日 8:30~17:15
上野村教育委員会	0274-59-2657	平日 8:30~17:15
神流町教育委員会	0274-58-2111	平日 8:30~17:15
下仁田町教育委員会	0274-82-2115	平日 8:30~17:15
しもにた相談ルーム オンライン相談フォーム	0274-64-9015 https://forms.gle/kTe7qepNdLZS2vCN8	平日 9:00~16:00 24時間受付
南牧村教育委員会	0274-87-2011	平日 8:30~17:15
甘楽町教育委員会 (学校教育係)	0274-64-8323	平日 8:30~17:15
中之条町教育委員会 (こども未来課)	0279-75-8824	平日 8:30~17:15
中之条町役場 (住民福祉課 少子化・子育て対策係)	0279-75-8825	平日 8:30~17:15
長野原町教育委員会 (学校教育係)	0279-82-2029	平日 8:30~17:15
嬭恋村教育委員会	0279-96-0544	平日 8:30~17:15
草津町教育委員会	0279-88-0005	平日 8:30~17:15
高山村教育委員会	0279-63-3046	平日 8:30~17:15
東吾妻町教育委員会	0279-25-8126	平日 8:30~17:15
片品村教育委員会 (学校教育係)	0278-58-2144	平日 8:30~17:15
川場村教育委員会	0278-52-3458	平日 8:30~17:15
昭和村教育委員会	0278-24-5120	平日 8:30~17:15
昭和村保健福祉課	0278-24-5111	平日 8:30~17:15
みなかみ町教育委員会	0278-62-2275	平日 8:30~17:15
玉村町教育委員会 (玉村町教育相談室)	0270-65-0081	平日 9:00~16:30
板倉町教育委員会	0276-82-1111	平日 8:30~17:15
板倉町教育研究所教育相談室	0276-82-1584	平日 9:00~15:00
明和町教育委員会 (親と子の教育相談)	0120-84-5665	平日 8:30~17:15
千代田町教育委員会	0276-86-7008	平日 8:30~17:15
子ども教育相談 (町民プラザ)	0276-86-5350	火~土 8:30~17:15
大泉町教育委員会 (大泉町教育研究所教育相談)	0276-63-8626	平日 10:00~16:00
親と子の電話相談	0120-00-1305	平日 14:00~17:00
邑楽町教育委員会 (邑楽町教育相談室)	0276-88-9779	平日 9:00~17:00
学校教育課学校指導係	0276-47-5042	平日 8:30~17:15

群馬県教育委員会 教育事務所

平日 8:30~17:15

不登校・いじめ・学習についての悩み、発達や障害に関する相談をお受けしています。

中部教育事務所	027-232-6511	吾妻教育事務所	0279-75-3370	東部教育事務所	0276-31-7151
西部教育事務所	027-322-5915	利根教育事務所	0278-23-0165		

群馬県総合教育センター 子ども教育相談室

学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学など、教育や子育てに関する相談をお受けしています。

子ども教育・子育て相談	0270-26-9200	平日 9:00~17:00、第2・4土 9:00~15:00
いじめに関する緊急の相談：24時間子供SOSダイヤル		
フリーダイヤル	0120-0-78310	24時間無休
※24時間、通話料無料で相談できます。		

4 教育支援センターに相談する

教育支援センター(適応指導教室):長期休業期間中等の開設については個別に問い合わせをしてください。

不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行います。

前橋市	にじの家 かがやき あすなる かけはし	027-234-5210 027-285-5345 027-288-5500 027-212-4039	平日 9:15~14:45
高崎市	アクティブ並榎教室 ユース台新田教室 パブリック末広教室 さわやか箕郷教室 フレッシュ群馬教室 すこやか新町教室 ふれあい榛名教室 うしむせの家吉井教室	027-323-6088 027-346-7166 027-370-8834 027-371-5560 027-329-7113 0274-42-1383 027-374-1881 027-387-3527	平日 9:00~15:00
桐生市	あぶろーち	0277-22-6327	平日 9:30~15:30 ※火曜は午前のみ
伊勢崎市	ほっとる~む 鹿島教室 ほっとる~む 赤堀教室 ほっとる~む あずま教室 ほっとる~む 境教室	0270-27-5631 0270-63-1890 0270-63-8367 0270-74-7787	平日 9:30~15:30
太田市	太田ふれあい教室 太田第二ふれあい教室	0276-20-6202 0276-55-4630	平日 9:00~15:00
沼田市	きすな	0278-53-2190	平日 9:30~15:30 ※火曜は午前のみ
館林市	ふれあい学級	0276-72-0542	平日 9:15~15:00 ※月曜は午前のみ
渋川市	かけはし	0279-24-2226	平日 9:30~15:30
藤岡市	藤岡市にじの家	0274-24-3222	平日 9:30~15:00
富岡市・甘楽町	教育支援センター よもぎ教室	0274-62-3165	平日 9:00~15:00
安中市	せせらぎの家	027-385-6461	月・火・水・金 8:30~15:00
みどり市	教育支援センターなごみ教室 大間刈 教育支援センターなごみ教室 笠懸	0277-76-9862 0277-77-0100	平日 9:30~15:00
榛東村	すてっぷ榛東	0279-54-2211	平日 9:00~15:30
吉岡町	吉岡町ふれあい教室	0279-54-3111	平日 9:00~16:00
下仁田町	ゆうゆう	0274-82-2115	平日 9:00~15:00
中之条町	虹	0279-26-3661	平日 9:30~15:30
昭和村	昭和村子ども未来塾	0278-24-5120	平日 9:30~15:30
高山村	つぼみ	0279-63-3046	平日 9:00~15:30
みなかみ町	リエントリールーム	0278-62-2275	平日 9:30~15:30
玉村町	教育支援センター「ふれあい」	0270-65-0091	平日 9:00~15:00
明和町	ふれあい教室	0276-84-5128	平日 9:00~16:00
千代田町	ひだまり	0276-86-6311	平日 9:00~15:00
大泉町	あゆみ教室	0276-63-8626	平日 9:30~15:30
邑楽町	ふれあい教室	0276-88-9779	平日 9:00~15:30

5 社会生活や対人関係の悩みを相談する

群馬県青少年会館 027-234-1131 火～日 9:00～17:00

少年サポートセンター(群馬県警察本部子供・女性安全対策課) 027-243-0110 (代) 平日 8:30～17:15

青少年センター

前橋市青少年支援センター ・いじめ対策室	027-212-4039 027-212-4040	平日 8:30～17:15
高崎市立青少年補導センター	027-322-2559	平日 8:30～17:15
桐生市青少年センター	0277-47-2184	平日 9:00～17:00
伊勢崎市青少年指導センター	0270-27-8080	平日 13:00～17:00
太田市青少年センター「ヤングテレホン」	0276-52-6701	平日 9:00～16:30
沼田市青少年育成相談センター	0278-23-5411	平日 8:30～17:15
館林市子ども相談室	0276-73-4152	平日 9:00～12:00 13:00～17:00
渋川市青少年センター	0279-22-4152	平日 8:30～16:30
藤岡市青少年センター	0274-24-4150	平日 9:00～16:00、土・日 13:00～16:00
富岡市青少年センター 若者・青少年相談室「ぷらすゆう」	0274-62-1532	原則 水・木 13:00～17:00 (要予約) (予約受付 平日 8:30～17:15)
安中市青少年センター	027-393-4777	月～水、金 9:00～12:00、13:00～14:00
みどり市青少年センター	0277-76-9910	平日 10:30～16:30、土 13:00～16:30

6 専門機関に相談する

群馬県 児童相談所

18歳未満の児童に関する相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行います。

中央児童相談所	027-261-1000	平日 8:30～17:15
北部児童相談所	0279-20-1010	
西部児童相談所	027-322-2498	
東部児童相談所	0276-57-6111	
こどもホットライン24 (フリーダイヤル) (下記は携帯電話の方)	0120-783-884 027-263-1100	24時間無休

群馬県 こころの健康センター 027-263-1156 平日 9:00～17:00 ※相談専用電話
こころの健康に関する相談について、ご本人やご家族からの相談に応じます。

群馬県 ひきこもり支援センター 027-287-1121 平日 9:00～17:00
ひきこもりについてご本人やご家族からの相談に応じます。
相談内容に応じて来所相談(予約制)や他の適切な機関におつなぎします。

法務支援センターぐんま(前橋少年鑑別所) 027-233-7552 平日 9:00～12:15 13:00～17:00
青少年が抱える悩みについて、ご本人やご家族からの相談を受け付けています。

群馬県 発達障害者支援センター 027-254-5380 平日 9:00～17:15
発達障害のある方への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。
ご本人やご家族からのさまざまな相談に応じます(要予約)。

7 特別支援学校等に相談する

認定こども園、保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校等をサポートします。

各学校・園等で特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導について先生方の相談に応じます。
通常の学級・特別支援学級・通級指導教室を問わず、相談に応じます。

- **教育事務所の専門相談員**（認定こども園、保育所・幼稚園、小・中学校を対象としています。）

中部教育事務所	027-232-6511	吾妻教育事務所	0279-75-3370	東部教育事務所	0276-31-7151
西部教育事務所	027-322-5915	利根教育事務所	0278-23-0165		

- **県立特別支援学校の専門アドバイザー**（高等特別支援学校は、主に高校を対象としています。）

※ 専門アドバイザーは全員、発達障害を含めた全障害について相談に応じます。
専門アドバイザーが担当するエリアは以下のとおりです。

中部エリア

しろがね特別支援学校	027-268-6111	渋川特別支援学校	0279-24-4911
伊勢崎特別支援学校	0270-25-4461	伊勢崎高等特別支援学校	0270-74-1991

西部エリア

高崎特別支援学校	027-326-1616	富岡特別支援学校	0274-75-1074
藤岡特別支援学校	0274-37-2009	高崎高等特別支援学校	027-353-3155

北部エリア

沼田特別支援学校	0278-30-3030	前橋高等特別支援学校	027-255-1516
吾妻特別支援学校	0279-51-1111		

東部エリア

桐生特別支援学校	0277-22-0011	太田特別支援学校	0276-32-3939
館林特別支援学校	0276-73-4526	太田高等特別支援学校	0276-32-0881
渡良瀬特別支援学校	0277-76-7321	館林高等特別支援学校	0276-71-1000

全県

盲学校	027-224-7890	二葉特別支援学校	027-373-2235
聾学校	027-223-3233	二葉高等特別支援学校	027-360-6611
赤城特別支援学校	027-237-2145	あさひ特別支援学校	0277-54-1749

群馬県子ども・若者支援協議会

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県生活子ども部児童福祉・青少年課内

E-mail : kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp

TEL : 027-226-2393 FAX : 027-223-6526

ぐんまスマイルライフ

(URL : <https://smilelife.pref.gunma.jp/>)



群馬県ホームページ

／児童福祉・青少年課（子ども・若者への支援）

(<https://www.pref.gunma.jp/soshiki/50/>)



令和5年（2023年）4月発行